



2024年2月8日

各 位

会 社 名 J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 信 義
(コ ー ド 8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 小 田 克 幸
電 話 番 号 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の変更) 株式会社ガイア及びそのグループ会社の事業の
再建支援に係る基本合意書締結に関するお知らせ

当社は、2023年10月30日付の適時開示『株式会社ガイア及びそのグループ会社の事業の再建支援に係る基本合意書締結に関するお知らせ』（以下、「当初のお知らせ」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、株式会社ガイア（以下、「ガイア」といいます。）及びガイアのグループ会社の再建支援を目的とする基本合意書を締結しておりますところ、このたび、当初のお知らせの内容に変更が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、このたび、ガイアグループの民事再生手続に係る再生計画案の提出期限が3ヶ月延長された旨、ガイアより報告を受けました。これにより、当初のお知らせの内容についても変更が生じることになりました。

2. 変更箇所

当初のお知らせの内容について、以下のとおり変更いたします。
なお、変更箇所には下線を付して表示しています。

3. 基本合意書の概要

【変更前】

| | |
|---------------------|---|
| (2) 本件支援の方法 及び内容 | 本件再生手続における当社、当社の関係会社又は当社の指定するパートナー企業（以下、「当社ら」といいます。）による再生スキームを定める最終契約（以下、「本件最終契約」といいます。）を <u>本件再生手続開始後4ヶ月以内</u> を目処として締結する。 |
|---------------------|---|

【変更後】

| | |
|---------------------|---|
| (2) 本件支援の方法 及び内容 | 本件再生手続における当社、当社の関係会社又は当社の指定するパートナー企業（以下、「当社ら」といいます。）による再生スキームを定める最終契約（以下、「本件最終契約」といいます。）を <u>本件再生手続開始後7ヶ月以内</u> を目処として締結する。 |
|---------------------|---|

3. 今後の見通し

今回の変更が当社グループの業績見通しに与える影響はありません。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上